

三木市国民健康保険 財政健全化計画説明会

令和4年2月26日（土）午前10時00分～ 中央公民館

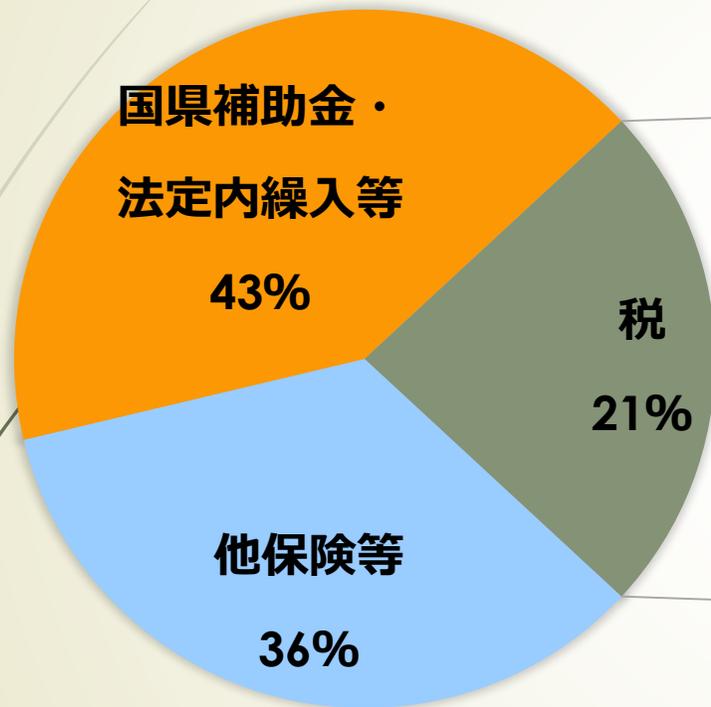
令和4年2月27日（日）午前10時00分～ 吉川町公民館

目次

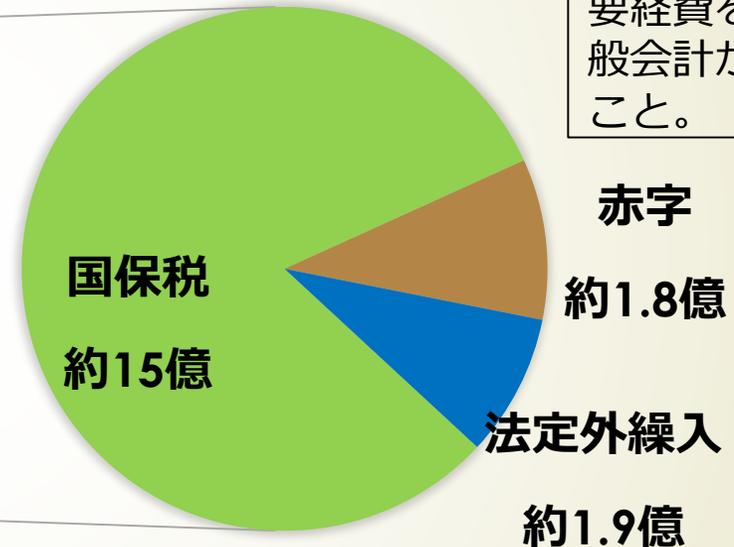
- 1 国保事業の財源
- 2 国保事業の現状
- 3 平成30年度の国保改革で市と県の共同運営に
- 4 三木市国保財政の健全化に向けて

国民健康保険事業の財源はどうなっているのか？

国予算の枠組み



三木市の場合



※法定外繰入

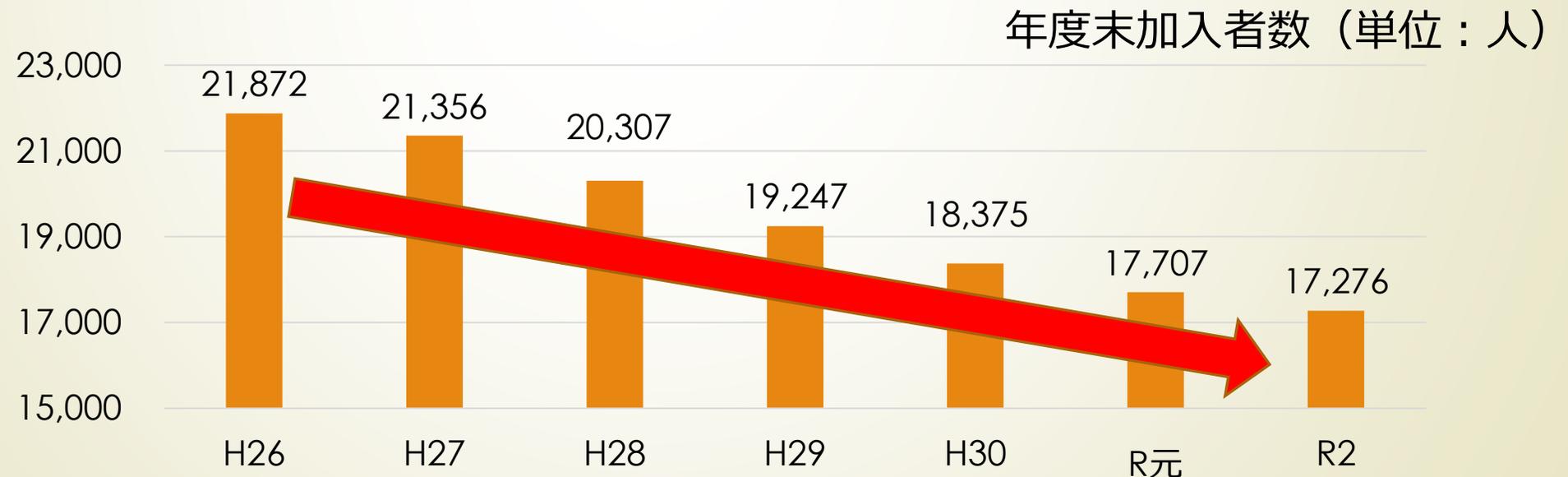
国保会計において、国保税だけでは医療費などの必要経費を賄えない場合、一般会計から不足を援助すること。

- 三木市の国保事業費総額は約9.2億円である（令和3年度見込）
- 多額の公費が投入されており、税で賄う分は全体の約2割程度
- 三木市の場合には税で賄うべき部分に「法定外繰入」を入れている
それでもなお不足する分が「赤字」となり翌年度から繰上充用している

三木市国保加入者数①

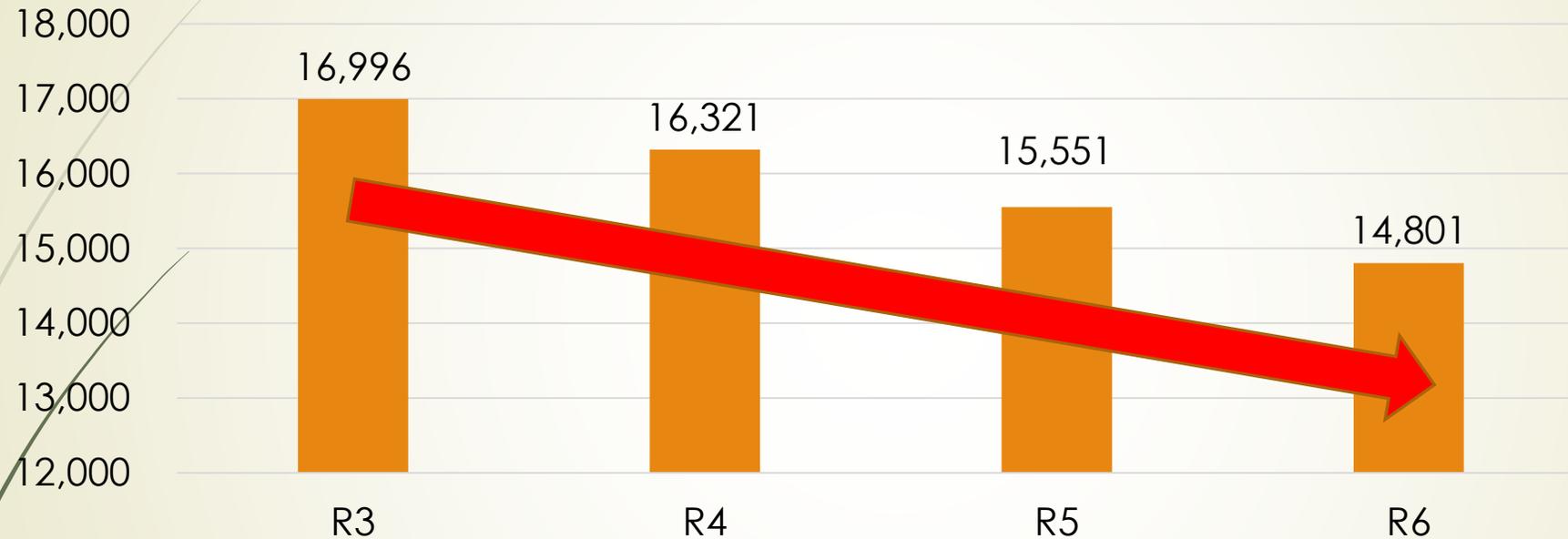
- 加入者数の減少が続いている
(原因)

- ・ 60歳以降も働き続ける方が増えている
- ・ 社会保険の加入要件の緩和
- ・ 後期高齢者医療制度への移行



三木市国保加入者数②

- 加入者数の減少は今後も続いていくと見込む



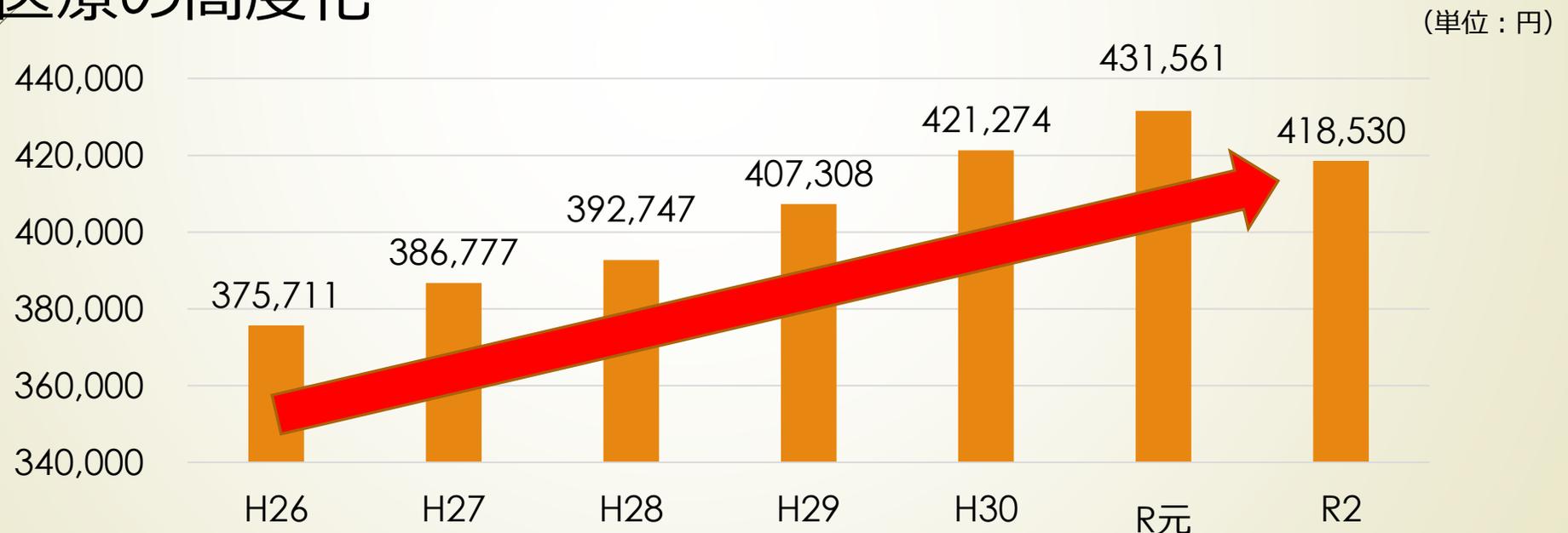
年度中平均加入者数見込 (単位：人)

加入者数が減る = 税率が同じならば税収が減る

三木市国保加入者の一人当たり医療費①

- 一人当たりの医療費は増えている
(原因)

- ・加入者の高年齢化
- ・医療の高度化



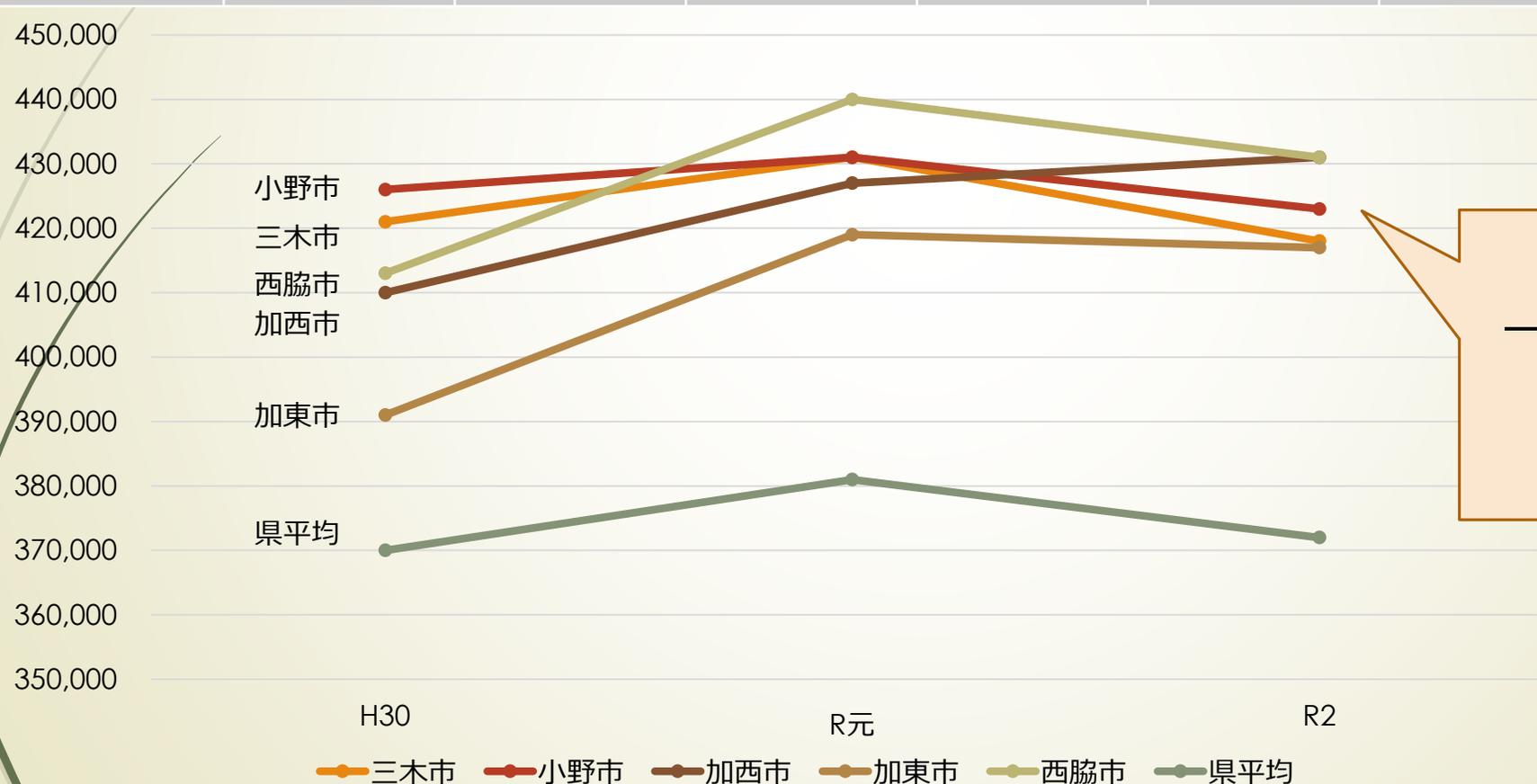
※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大による医療機関受診控えの影響により下がっている。

三木市国保加入者の一人当たり医療費②

● 近隣市との比較

	三木市	小野市	加西市	加東市	西脇市	県平均
H30	421,000	426,000	410,000	391,000	413,000	370,000
R元	431,000	431,000	427,000	419,000	440,000	381,000
R2	418,000	423,000	431,000	417,000	431,000	372,000

※千円未満切り捨て



北播地域の
一人当たり医療費は
県平均よりも
高い額で推移

三木市の国保税率の推移

● 三木市の国保税率

- ・ 直近では、平成30年度に税率改定（約9%の増）
 - 平成20年度以来、10年ぶりの税率改定
 - その後は現在まで据え置き



国保事業の現状は . . .

- 加入者数は減少
- 一人当たり医療費は増加
- 保険税率は据え置き

→ お金が足りない！

↓
一般会計から不足金を国保会計に繰り入れてもらうことで対応
= これを **赤字補てん目的の法定外繰入（法定外繰入）** という

平成21年度～令和2年度の法定外繰入合計額

約 25 億円

平成30年度の国保制度改革①

●市運営から **市と県の共同運営へ** (変更点)

県が運営方針を策定し、
市はそれに沿って事業を進める形に

- ・医療費を県全体で支えあう
 - 県が県全体で必要な医療費を算定し、それを各市に配分。市は配分額を「**納付金**」として県に納める。
- ・県は市が納付金を納めるのに必要な額を加入者から徴収するための税率（「**標準保険税率**」という）を示すこととなった。
 - 標準保険税率と市の適用税率が同水準であれば、単年度収支は均衡する（収入≒支出）

平成30年度の国保制度改革②

- 平成30年度の税率改正

- 市民生活に配慮し、県の示す標準保険税率まで税率改定をしなかった。

- 不足が生じる分については、法定外繰入で賄うこととした。

- ところが、想定以上の加入者減により、法定外繰入をしても、
お金が足りない状態となった → **赤字決算**

平成30年度～令和3年度の赤字決算

- 令和元年度～令和3年度においても、税率を据え置いている

→ 赤字決算

	H30	R元	R2	R3(見込)
決算収支額 (単年度赤字額)	△1,859万円	△1億7,881万7千円	△8,823万9千円	△1.8億円
累積赤字額	△1,859万円	△1億9,740万7千円	△2億8,564万6千円	△4.6億円

法定外繰入を行ってもなお財源が不足し、**3年連続で赤字**が発生している。

→ 令和2年度末の赤字累計額：約2.9億円

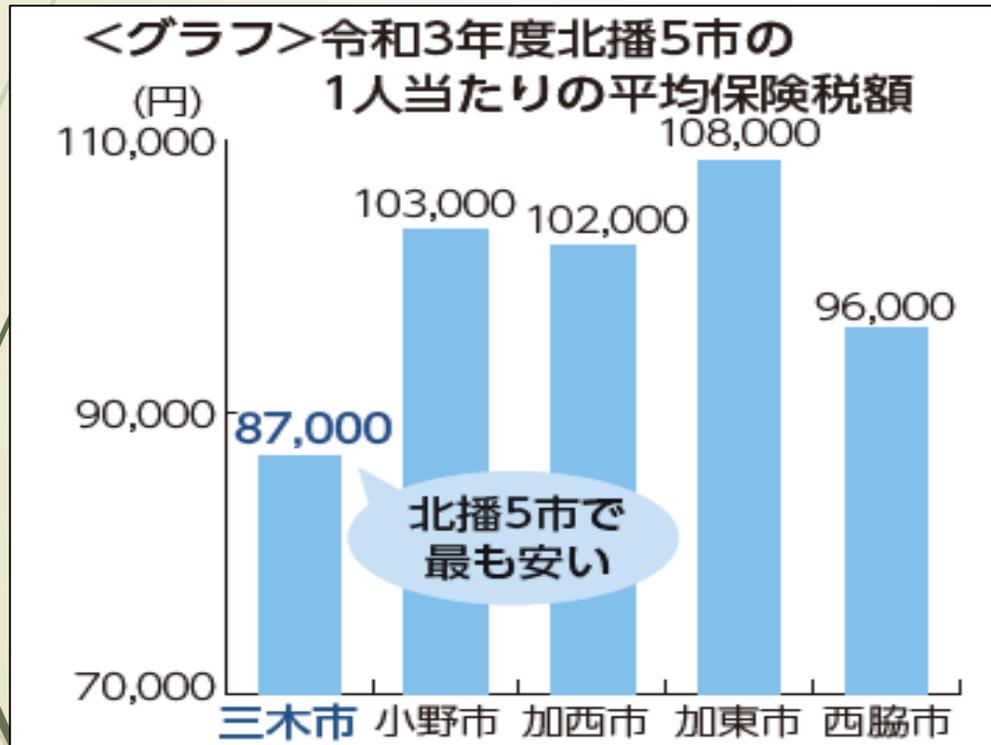
→ 令和3年度末の赤字累計見込額：約4.6億円

他市との比較①

- 近隣市は県の示す標準保険税率と同水準の保険税率を設定

三木市
は...

- ・ 標準保険税率よりも低い適用税率の設定
- ・ 法定外繰入による補てん
- ・ 3年連続の赤字決算（法定外繰入を入れてもなお不足）



このまま税率を
据え置いた場合、
令和6年度末には
約13億円の
赤字に！

他市との比較②

● 令和3年度の近隣市の適用税率

(単位) [所得割] : %、[均等割][平等割] : 円)

	基礎課税分			後期高齢者支援金分			介護納付金課税分			率の合計		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
三木市	6.5	25,000	20,000	2.3	9,000	7,000	2.0	8,000	6,000	10.8	42,000	33,000
小野市	8.5	27,400	26,300	2.7	8,700	8,700	2.5	9,700	6,500	13.7	45,800	41,500
加西市	7.7	27,000	26,000	2.9	9,000	8,000	2.3	10,000	6,000	12.9	46,000	40,000
加東市	7.75	32,000	22,000	2.75	11,100	7,600	2.48	12,600	6,400	12.98	55,700	36,000
西脇市	7.34	27,600	20,900	2.74	11,100	7,700	2.47	12,900	6,500	12.55	51,600	35,100
神戸市	8.81	34,260	23,650	3.3	12,450	8,590	3.02	13,890	6,760	15.13	60,600	39,000

近隣市では、赤字補てん目的の法定外繰入は行わずに、
本来あるべき税率により国保税（料）の賦課を行っている

法定外繰入と赤字決算

- 国や県から法定外繰入や赤字の解消を強く求められている

(理由)

- ・ 県は、保険税率の統一(同一所得・同一保険料)をめざしている
- ・ 解消できない場合、より厳しい財政上の措置が講じられる可能性がある
- ・ **法定外繰入の原資は一般会計（税）である**
 - 一般会計のお金は福祉やまちづくりなどに充てられるためのものであり、法に決められた以上に繰り入れるべきものではない

税負担の公平性の問題

令和4年度以降の国保財政運営①

- 法定外繰入を行わない財政運営
- 赤字とならない財政運営



- 政策的に低い税率としていた国保税率を、
本来あるべき税率に改定する必要がある

県の示す
標準保険税率

単年度収支は均衡
(収入 ≒ 支出)

令和4年度以降の国保財政運営②

- 令和4年度に法定外繰入を行わずに収支の均衡を果たすには、約30%の税率改定を行わなければならない。



- 急激な税率の引き上げを緩和させるため、
令和4年度に限り法定外繰入を行う
- 令和4年度から令和6年度の3年間で、
県の示す標準保険税率と三木市の適用税率が同水準になる
ことをめざす

令和4年度以降の国保財政運営③

●令和4年度から令和6年度までの国保税率

→令和3年12月議会にて議決されました

区分		現行	改定		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
基礎課税分(医療分)	所得割	6.5%	7.6%	9.0%	9.1%
	均等割	25,000円	31,000円	37,000円	38,500円
	平等割	20,000円	23,000円	25,500円	26,000円
後期高齢者支援金分	所得割	2.3%	2.6%	2.9%	3.0%
	均等割	9,000円	10,000円	11,500円	12,000円
	平等割	7,000円	7,500円	7,500円	8,000円
介護納付金課税分	所得割	2.0%	2.3%	2.7%	2.8%
	均等割	8,000円	11,000円	13,500円	14,000円
	平等割	6,000円	6,500円	7,000円	7,500円

所得割：世帯の所得金額に応じて算定する割合

均等割：国保加入者1人あたりの金額

平等割：1世帯あたりの金額

令和4年度以降の国保財政運営④

● 税率改定による1人あたりの負担額

区分	現行	改定		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1人あたりの税額(平均)	87,000円	102,500円	118,000円	121,000円
増率	—	17.8%	15.1%	2.5%
(普通徴収の納期回数)	8回	9回	10回	10回
1回あたりの納税額	10,875円	11,389円	11,800円	12,100円

令和4年度

→ 国保税額は、令和3年度と比較して17.8%増える（平均）

→ 負担の平準化のため、普通徴収の納期を段階的に増やす

（R4年度：7月～翌3月までの9回納期）

令和4年度以降の国保財政運営⑤

- 税額は増えるけど・・・
 - **本来あるべき税率とするための税率改定**です
- 法定外繰入はやめるけど・・・
 - **令和4年度に限り急激な税率引き上げ緩和のために継続**します
- 令和6年度までの税率を決めたけど・・・
 - **国保制度を取り巻く環境に変化が生じた場合は、計画の進捗状況や計画の実行性を勘案しつつ、必要に応じて見直**します

令和3年度以前の累積赤字の解消

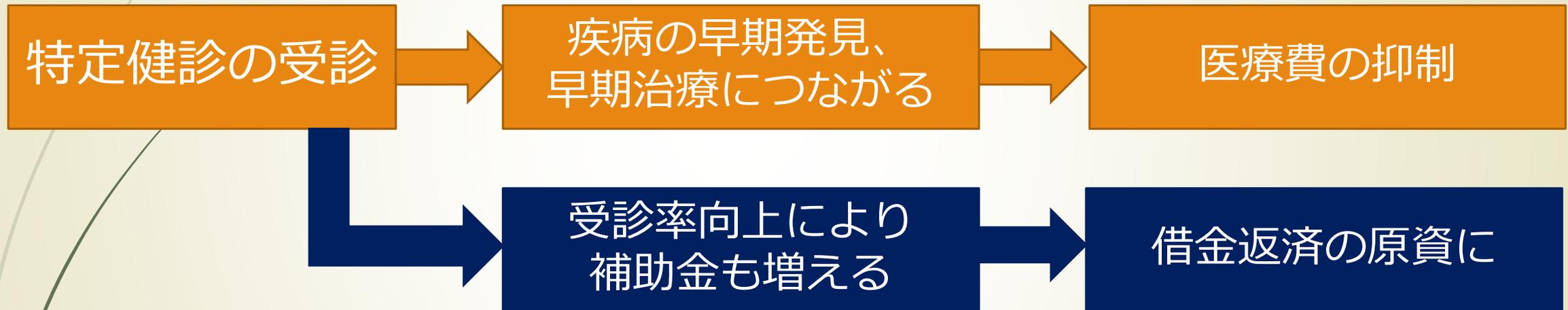
- 急激な税率引き上げを緩和するため **一般会計と国保会計で折半**
 - 令和3年度末の累積赤字見込額 : 4.6億円
 - 半額の2.3億円は一般会計から法定外繰入
 - 残りの2.3億円を一般会計から借入れ

令和3年度末 累積赤字額 4.6億円	
2.3億円 法定外繰入	2.3億円 一般会計から 国保会計に借入

10年以上の
長期スパンで
返済します

保険者（三木市）の努力

- 国や県の補助金を、より多く獲得できるようにします
→ 「特定健診（町ぐるみ健診）」の受診率の向上を図るなどの健康づくりに取り組みます



より受診しやすい環境を整えるため、**令和4年度**から
三木市国保加入者の40～74歳の方

特定健診受診料

無料

予算案を議会へ上程中